

東海市消防本部等公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

東海市長 花田勝重

東海市規則第42号

### 東海市消防本部等公印規則の一部を改正する規則

東海市消防本部等公印規則（昭和44年東海市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条の前に見出しとして「(種類等)」を付し、同条中「および」を「及び」に改める。

本則に次の2条を加える。

(印影の印刷)

第4条 公印を用いる文書で一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において支障がないと認められるときは、公印の使用に代えて、その印影を文書と同時に印刷することができる。この場合において、特に必要があると認められるときは、公印の印影を縮小して印刷することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。